

暑中お見舞い 申し上げます

夏空がまぶしく感じられる季節となりました。皆さま、お変わりありませんか。

この東風が皆さまのお手元に届くのは七夕の頃でしょうか。おり姫星とひこ星が1年に1度、天の川でデートするという粋な習俗を持つ我が国には憲法24条があります。

男性と女性がそれぞれ対等平等な人格の持ち主として認め合い、尊重し合う。そして互いを大切な人と認め、求めあう。それを愛と呼ぶなら、そのみが男性と女性の結びつきの理由になる。憲法24条はそんなロマンティックな規定です。男性と女性ということにこだわらなければ、この規定は要するに、人は他人から自分を認め、尊重されることで喜びを感じ、生きがいを感じるよね、だから家庭も含めてお互いを認め合い、尊重し合う社会を作って行こうよということを行った規定だと思います。そして、恋愛、結婚、家庭生活という日常的な営みの中で、男性と女性、人と人がお互いを認め合い、尊重し合う実践を日々行うならば、憲法の個人の尊厳と平等の理念は真に社会に根差していく。この規定はそんな形で憲法を支えていると思います。

この憲法24条が目指した社会が今、壊されようとしています。一例がモノのように使い捨てられる非正規労働者や結果を出せないと無能扱いされる正規労働者です。働く者の人格を認めるところか否定し貶める。憲法24条から見れば信じられない働かせ方が横行しています。人は対等平等ではない、人の価値には違いがあるという考



夏の風物詩を楽しむ

変らなくても
いいものだって
あるんだ…

蚊遣り豚

江戸時代末期から蚊遣り豚は使用されており、杉の葉などをいぶして蚊を追い払っていた。なぜ豚なのか…「火伏せの神」として信仰の対象になっていたイノシシの形を模したという説など、いろんな説があり今だ謎である。

え方がこんな働かせ方の裏側に潜んでいます。この考え方が当たり前になっていくと、憲法は壊れていきます。憲法25条の生存権も憲法9条の戦争放棄も人の価値に違いはないということを前提とした規定だからです。死んでもいい命、殺されてもいい命などこの世にはありません。こんな働かせ方が横行している現在、安倍政権が生活保護を含めた社会保障を切下げ、憲

法9条を変え私たちの国を戦争する国に変えようと動いているのは決して偶然の一致ではないのです。

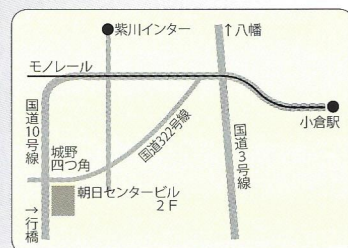
もうすぐ参議院選挙です。憲法24条の目指す、人がお互いを認め合い、尊重し合う社会は素晴らしいと思いませんか。今から憲法24条が目指す社会を実現するために憲法12条が私たちに求める不断的努力を始めましょうよ。憲法も恋愛も不断的努力ですよ！

■ みなさんと一緒に環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

東風

No.27

- 発行日 2013年7月1日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧 啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区
片野新町2丁目12番21号
朝日センタービル2階
TEL093(932)5575
FAX093(932)5600
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp



仁比弁護士対談

憲法の実現を目指す法曹として、そのためにどう動くか

アベノミクスは正月にはまわってきますか

仁比:先日、ある女性から「アベノミクスは正月にはまわってくるんですかね?」と聞かれました。

江上:株価は上がって円安も進んで、ニュースでは景気が良くなったと言われていますが、うちは全然景気よくなかかってない。アベノミクスなんて庶民にはまわってこないじゃないかと。

仁比:そうなんです。普通に働いている人は景気がいいとは実感していない。例えば、4月29日に共同通信社が行った世論調査でも景気が良くなったと実感はあるかという質問に81.9%の人はNOと答えています。また、今後所得が増えると思うかという質問に69.2%の方はNOと答えているんです。

江上:株主や役員にはまわっても、従業員や消費者は後まわしになっている。

仁比:ええ。この流れは1980年代以来、政策的に進められてきたものです。こうした政策への不満が蓄積され、噴出したのが派遣切りへの抗議行動であり、大震災後の脱原発の大きなうねりにもつながっていると言えます。



派遣問題

仁比:派遣問題については、派遣切りに対して2009年に大規模な抗議行動が起きたことをきっかけに、不安定な立場に置かれること、同様の仕事をしている正社員より低い賃金しか支払われないことなどが社会問題になっていますね。2011年時点で非正規労働者は1802万人、労働者全体の35.1%にのぼっています。この中には学生のアルバイトや主婦のパートなども含まれてはいますが、多くは正社員になることを希望しながら、やむを得ず非正規で働いているということです。

江上:憲法27条は、1項に勤労の義務を規定し、その上で2項で、「労働条件は法律で定めなければならない」としています。これは決して「働ければどこでもいいから働け」と言ってるのではなく、「勤労」という人権があるのだから、労働条件も適正なものである必要があるし、そうで

なければ違憲だということだと思えます。しかし現実には労働基準法すら守られていないことが多いわけですが。

マツダ判決

江上:そうした中で、適正な働き方の実現を求め、仁比さんが取り組んでいたマツダの裁判で画期的な判決が出ましたね。

仁比:これは、派遣切りにあった労働者らが、マツダのやり方は派遣法を潜脱する違法なもので、マツダは自分たちを直接雇用する義務がある、と訴えたものです。これに対する今回の判決は、「形式的には派遣でも実体をみて判断しないとイケない」、加えて「実際にこういう実体なら彼らは正社員だと認めるんだ」というところまで、司法が踏み込んだことに大きな意義があるのです。

江上:派遣労働の現場はもちろん、類似訴訟にも大きな影響を与える判決ですね。

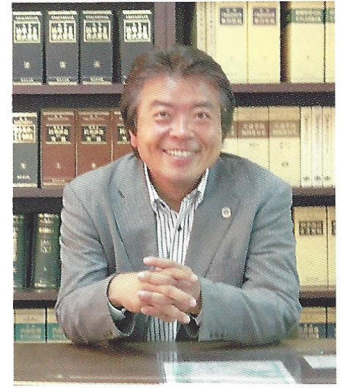
仁比:ええ。個人的にもこの裁判には相当強い思い入れがあるんです。マツダの制度が派遣法を潜脱しているのではないかという疑いはあったのですが、そもそも当事者である労働者の声がひろえない。彼らが住んでいる寮の場所さえわからないという状態でした。そこで、工場から寮に帰るバスをおっかけて、寮にビラをまくところから始めたのです。そして、2008年11月、4人の労働者が立ち上がってくれました。

江上:その後、この問題について国会質問し、舛添厚労大臣を答弁不能にまで追い込まれましたね。

仁比:私の国会での追求に、ときの厚生労働大臣は「一般論としてマツダが採用しているような仕組みは違法である」と認めたんですが、「個別企業のことは言えない」という答弁でごまかし、麻生総理に至っては逃げまわって答弁すらできませんでした。企業にまともなものがないという姿勢が露呈したのです。

裁判での解決と政治での解決の両輪が必要

江上:自分たちの問題を国会で追求してくれる人がいる、というのはこの裁判の原告や同僚にとって、これ以上ないくらい心強いことだったと思います。ただ、実際に現場で働いている方の中には、こんな働かされ方はおかしいとは思っても、裁判や、まして国会で議論されるほどの問題だと思えないという方も多いと思います。そういう



中で、仁比さんが自分で動いて問題視すべき点を探し出し、実際に裁判、国会質問へとつなげてくれたということは本当に画期的なことだと思います。おかしいものをおかしいといってくれる、そして実際にともに手を携えて行動し、解決に導いてくれる存在であるということをもっといろんな人に知ってほしいと思います。

仁比:社会制度を変えさせるためには、やはり裁判だけでも政治だけでも難しい。その両輪が揃うことが必要です。憲法で保障されているはずのディーセント・ワーク(まともな仕事)を実現させるためにも、また、まだまだ表面化していない不正義を正すためにも、なんとしても全力で議席を取り戻したいと思います。



江上:国会に声を届けてくれる議員さんがいるということは、私達にとっても大変心強いことです。ぜひ、「国会議員仁比そうへい」として活躍してください。応援しています。

実務修習でお世話になりました

大野 智恵美



短い間でしたが、小倉東総合法律事務所の皆さんには大変お世話になりました。この弁護修習の中で、まず、紛争解決のために、情報を集めることの大切さ・大変さを学びました。当事者が事実を一番知っており、彼らから話を引き出さなければなりません、信頼がなければできないことです。依頼者や関係者と接する短い時間の中で、彼らの信頼を得て、より多くの、重要な話を引き出すことの難しさを知りました。そして、依頼者のために、紛争解決を目指して一生懸命奔走されている先生方、それを支える事務局の皆さんの姿を見て、弁護士は、紛争を解決するために存在していることを改めて認識させられました。私も、小倉東総合法律事務所の先生方のように、頼りになる!任せてよかった!と思ってもらえる弁護士になりたいです。

就任のご挨拶

弁護士会の部会長を続投

弁護士 荒牧 啓一

平成25年度も引き続き福岡県弁護士会北九州部会の部会長を続投することになりました。部会は、会員数167名(女性20名)の規模です。弁護士は日弁連に加盟しないと弁護士の活動が出来ません。そして、各

地の単位会(52会)にも加盟します。当部会は、単位会ではありませんが、規模としては20数番目位です。弁護士及び弁護会に対する市民の期待は高いものがありますが、最近の弁護士の不祥事や若手弁護士の就職難等、克服すべき課題はたくさんあります。皆様にはご迷惑をお掛けするようなことがないように事務所全員で頑張ります。ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

弁護士会の副会長に就任

弁護士 我那覇 東子

この度、平成25年度、北九州選出の福岡県弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事および九州弁護士会連合会理事を務めさせていただくことになりました。

福岡県弁護士会の会員数は1045名となり、全国でも7番目の規模となりました。委員会数は約60。5人の副会長がそれぞれの委員会を担当してお世話します。私の担当委員会等は全部で15ですが、4月からスタートと

したこれら委員会の毎回出席、3週間に1回の常議員会、月に1回の日弁連理事会と九弁連理事会、毎週の執行部の会議と会館の当番、市民窓口の担当(苦情受付)などなど…。月に16日～23日ほどは福岡(東京出張含め)通いとなり、休日を除くとほとんど毎日です。ということで新幹線定期を購入しました。

このところ相次いでいる弁護士の不祥事問題に対して、市民の皆さまの信頼回復と日々頑張っている会員の委員会活動をサポートするため、少々大変な1年になりそうですが、これもいい経験だと思います。元気に楽しく張りしたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

